

盛岡広域鳥獣被害防止計画 新旧対照表

改正前				改正後			
1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域				1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域			
対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カラス			対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カラス		
計画期間	令和3年度から令和5年度			計画期間	令和6年度から令和8年度		
対象地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下8市町という。）			対象地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下8市町という。）		
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針				2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針			
(1) 被害の現状（令和2年度）				(1) 被害の現状（令和5年度）			
鳥獣の種類	被害の現状			鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値			品目	被害数値	
ツキノワグマ		被害金額	被害面積	ツキノワグマ		被害金額	被害面積
	水稻	1,002 千円	85a		水稻	12,751 千円	1,658a
	麦類	2 千円	3a		麦類	2 千円	2a
		11,289 千円	734a		豆類	6 千円	3a
	果樹	11,323 千円	1,434a		雑穀	1,160 千円	1,449a
	飼料作物	2,653 千円	369a		果樹	17,591 千円	367a
	野菜				飼料作物	3,395 千円	195a
小計	26,269 千円	2,625a	野菜	934 千円	43a		
ニホンジカ	水稻	12,079 千円	1,080a	いも類	0 千円	0a	
	麦類	2 千円	39a	その他	5,060 千円	1,001a	
	豆類	186 千円	46a	小計	40,899 千円	4,718a	
	雑穀	664 千円	505a	ニホンジカ	水稻	7,800 千円	625a
				麦類	0 千円	0a	
			豆類	185 千円	86a		
			雑穀	0 千円	0a		

	果樹	<u>11,452 千円</u>	<u>1,421a</u>
	飼料作物	<u>2,951 千円</u>	<u>1,391a</u>
	野菜	<u>1,931 千円</u>	<u>246a</u>
	その他	<u>93 千円</u>	<u>21a</u>
	小計	<u>29,358 千円</u>	<u>4,749a</u>
イノシシ	水稻	<u>2,191 千円</u>	<u>205a</u>
	麦類	<u>3 千円</u>	<u>5a</u>
	豆類	<u>21 千円</u>	<u>15a</u>
	果樹	<u>607 千円</u>	<u>16a</u>
	飼料作物	<u>1,527 千円</u>	<u>306a</u>
	野菜	<u>697 千円</u>	<u>53a</u>
	いも類	<u>251 千円</u>	<u>48a</u>
	その他	<u>185 千円</u>	<u>1a</u>
	小計	<u>5,482 千円</u>	<u>649a</u>
ハクビシン	果樹	<u>1,563 千円</u>	<u>306a</u>
	野菜	<u>1,768 千円</u>	<u>75a</u>
	小計	<u>3,331 千円</u>	<u>381a</u>
カラス	水稻	<u>2,540 千円</u>	<u>239a</u>
	麦類	<u>250 千円</u>	<u>491a</u>
	豆類	<u>500 千円</u>	<u>350a</u>
		<u>4,217 千円</u>	<u>183a</u>

	果樹	<u>10,387 千円</u>	<u>231a</u>
	飼料作物	<u>1,619 千円</u>	<u>268a</u>
	野菜	<u>3,972 千円</u>	<u>276a</u>
	いも類	<u>0 千円</u>	<u>0a</u>
	その他	<u>35 千円</u>	<u>1a</u>
	小計	<u>23,998 千円</u>	<u>1,487a</u>
イノシシ	水稻	<u>6,237 千円</u>	<u>395a</u>
	麦類	<u>3 千円</u>	<u>3a</u>
	豆類	<u>12 千円</u>	<u>6a</u>
	雑穀	<u>580 千円</u>	<u>725a</u>
	果樹	<u>10 千円</u>	<u>0a</u>
	飼料作物	<u>1,425 千円</u>	<u>208a</u>
	野菜	<u>693 千円</u>	<u>45a</u>
	いも類	<u>942 千円</u>	<u>25a</u>
	その他	<u>552 千円</u>	<u>73a</u>
	小計	<u>10,454 千円</u>	<u>1,480a</u>
ハクビシン	水稻	<u>8 千円</u>	<u>1a</u>
	麦類	<u>0 千円</u>	<u>0a</u>
	豆類	<u>86 千円</u>	<u>6a</u>
	雑穀	<u>0 千円</u>	<u>0a</u>
	果樹	<u>2,217 千円</u>	<u>40a</u>
	飼料作物	<u>13 千円</u>	<u>2a</u>
	野菜	<u>801 千円</u>	<u>50a</u>
	いも類	<u>17 千円</u>	<u>1a</u>
	その他	<u>0 千円</u>	<u>0a</u>
	小計	<u>3,142 千円</u>	<u>100a</u>
カラス	水稻	<u>3,743 千円</u>	<u>311a</u>
	麦類	<u>240 千円</u>	<u>286a</u>
	豆類	<u>0 千円</u>	<u>0a</u>
	雑穀	<u>0 千円</u>	<u>0a</u>

	果樹	1,164 千円	140a
	飼料作物	3,870 千円	76a
	野菜		
	小計	12,541 千円	1,479a
合計		76,981 千円	9,883a

(2) 被害の傾向

・盛岡市

(ツキノワグマ)

山林のエサ不足による被害増加と史料される。特に、果樹、青刈りとうもろこしの被害が増加した。また、依然として、牧草ロール、養蜂箱の破壊等の被害が甚大であった。

(ニホンジカ)

電気柵の普及により、集中的な被害を防ぐことができたものの、新たな地域への被害拡大や、水稻・牧草の食害等被害が市内広範囲で発生したことにより被害額が増加した。

(イノシシ)

水稻、飼料作物の被害が発生した。

(ハクビシン)

新たな地域に生息域が拡大し、被害が市内広範囲で発生した。

(カラス)

水稻、麦類、豆類、果樹、野菜の被害が発生した。

・八幡平市

(ツキノワグマ)

安代地区や松尾地区でのスイートコーン、すいか及

	果樹	3,463 千円	58a
	飼料作物	0 千円	0a
	野菜	4,505 千円	110a
	いも類	0 千円	0a
	その他	1,243 千円	120a
	小計	13,194 千円	885a
合計		91,687 千円	8,670a

(2) 被害の傾向

■盛岡市

(ツキノワグマ)

盛岡市内のほぼ全域で出没・目撃が確認されており、主な被害品目はりんご等の果樹や牧草ロール等の飼料作物である。人里周辺への出没の増加に伴い、納屋や畜舎への侵入や民家付近・通学路等への出没がみられ、人身被害の発生が危惧されている。

(ニホンジカ)

生息域は盛岡市内全域に広がっている。東部の地域においては果樹、水稻及び野菜の被害の被害が甚大である。

田植え後の水稻、定植後の野菜の若芽、果樹の樹皮や新芽の食害が発生するなど、年間を通して被害がある。

(イノシシ)

生息域が確実に拡大しており、水稻や飼料作物(とうもろこし)への被害が見られる。

(ハクビシン)

果樹(ぶどう、りんご)や野菜(トマト)へ

びトマトの踏み荒らし被害があった。

(イノシシ)

新たな地域への被害拡大、安代地区や西根地区での牧草、じゃがいも及びりんごの掘り起こし被害が発生した。

・滝沢市

(ツキノワグマ)

配合飼料は通常の配合飼料と比べて単価の高いTMRに被害が発生、ラップサイレージ、スイートコーンは、同一個体が執着したことにより被害が発生した。また、後地区の養魚場において食害等被害が発生した。

(イノシシ)

鶉飼地区等においてスイカ、メロンの食害被害、湯舟沢地区において水稲被害発生により、1反分全量出荷できなかった。姥屋敷地区においてラップサイレージに被害が発生した。

(カラス)

新たな地域への被害が拡大し、鶉飼地区等においてりんごとスイカに被害が発生した。

・雫石町

(ツキノワグマ)

牛舎侵入による牛の飼料、牛舎脇等に置いてある牧草ロールへの被害をはじめ、野菜や水稲、果樹の食害事例がみられる。

(ニホンジカ)

水稲や豆、飼料作物の被害などが発生した。

(イノシシ)

ゴルフ場でコース脇をメインに芝生の掘返し被害が出ている。また、水田の畦畔の掘返し被害が相当数あるが、被害金額までは不明。

(ハクビシン)

有害捕獲の実施及び電気柵の普及により被害額は

の被害が大きく、被害が増加傾向にある。また近年は、増加した空き家等をねぐらに生息域が拡大しており、住宅への侵入による生活環境被害の増加が懸念される。

(カラス)

盛岡市内全域において農作物被害があり、特に野菜、水稲、果樹への被害が目立っている。

■八幡平市

(ツキノワグマ)

被害は増加傾向で、主に飼料作物の食害が多くを占める。

(イノシシ)

依然として食害や掘り起こし被害が多数あり、野菜やいも類への被害が拡大・増加している。

■滝沢市

(ツキノワグマ)

滝沢市北部及び西部に被害が集中しており、牛の飼料作物であるデントコーンの被害が顕著である。また、ラップサイレージやバンカーサイロなどの被害のほか配合飼料を狙って牛舎の中に侵入するケースもあった。

(ニホンジカ)

水稲や野菜等の若芽の食害、牧草地やリンゴ畑での被害が出ている。

(イノシシ)

スイカやじゃがいもの食害の他、牧草地などの掘り起こしや水田の踏み荒し等が発生している。

■雫石町

(ツキノワグマ)

牛舎内の飼料をはじめ、飼料作物（デントコーン）、スイートコーン、乳熟期の稲や果樹類（スイカ、リンゴ等）を食害する事例が多くみられるほか人身被害も発生している。年間を通して山間部だけ

減少したものの、被害が発生している。

・葛巻町

(ツキノワグマ)

主に農地等で保管しているサイレージ等への被害が発生している。

(カラス)

主に農地等で保管しているサイレージ等への被害が発生している。

・岩手町

(ツキノワグマ)

出沒頭数の増加により被害が拡大している。

(ニホンジカ)

出沒頭数の増加により被害が拡大している。

(カラス)

水稲や果樹、野菜の被害が発生した。

・紫波町

(ツキノワグマ)

電気柵未設置の圃場で果樹被害が増加し、野菜は短期間に大量の食害が発生した。

(ニホンジカ)

電気柵未設置の圃場で果樹の若芽や樹皮、果実の食害が多発し、田植え後の水稲苗、収穫前の稲穂の食害、踏み荒らし被害があった。また、牧草地にシカの群れが頻繁に出沒し、食害されたことにより被害面積が増加した。

(イノシシ)

志和地区で頻繁に目撃されるようになり、水稲、牧草の被害が増加した。

(ハクビシン)

野菜、果樹で被害が発生しており、電気柵未設置の果樹圃場で被害が増加した。

でなく、中心市街地にも出沒や食害が発生している。

(ニホンジカ)

水稲や豆の食害が目立つ、また、中心市街地でも目撃されており生息域が拡大傾向にある。

(イノシシ)

主な被害は、水田の畦畔の掘返し、水稲の踏み荒しその他、稲、イモ類、豆類、麦類の食害である。中でも水稲の踏み荒し被害は深刻である。また生息範囲については、雫石町内全域に拡大している。

(ハクビシン)

主な被害は、トマトやイチゴ、ブドウ、スイートコーンの食害ほか、侵入した住宅屋根裏での糞尿によるシミ被害等もある。

(カラス)

雫石町全域においてスイートコーンや果樹等への被害があり、また牛舎に侵入し牛に危害を加える等の被害もある。

■葛巻町

(ツキノワグマ)

デントコーンサイレージやデントコーンの被害が発生している。

(ニホンジカ)

牧草地での食害が目立ち、被害が拡大傾向にある。

(イノシシ)

デントコーンサイレージの被害のほか、牧草地などの掘り起こしが発生している。

(カラス)

葛巻町内全域でデントコーン等の作物被害や、ロールサイレージのラップシートやハウスのシートに穴を開ける等の被害が発生している。

■岩手町

(ツキノワグマ)

(カラス)

追い払い等の対策により野菜被害は減少したが、果樹被害が増加した。

・矢巾町

(ツキノワグマ)

西部の中山間地域での被害が顕著であり、主な被害は果樹だった。

(ニホンジカ)

今まで山間部でしか見かけなかったが、近年行動域が拡大し、町内でも出没するようになった。

(イノシシ)

集落・圃場への出没が増加している。今まで山間部でしか見かけなかったが、近年行動域が拡大し、町内でも出没するようになった。

(ハクビシン)

罾による捕獲を強化したため、農作物被害が減少したが、野菜を中心とした被害が発生している。

(カラス)

矢巾総合射撃場の利用により、射撃技術が向上したため、農作物被害額は減少したが、果樹の被害面積が微増している。

中山間地を中心に初夏から秋にかけて発生、常態化している。

(ニホンジカ)

主に水稲や野菜を中心に食害が発生している。岩手町全域で生息域の拡大が懸念される。

(イノシシ)

地面の掘り起こしによる水稲やいも類への被害が発生している。豚熱をはじめとした伝染病のまん延等も懸念される。

(ハクビシン)

主な被害は果樹等の食害であり、生息域及び被害が拡大傾向にある。

(カラス)

主な被害は、野菜等の食害やいたずらであり、常態化している。

■紫波町

(ツキノワグマ)

主な被害は果樹の食害、農業用倉庫の破損、人身被害であり、近年では紫波町内中心でも出没している。

(ニホンジカ)

主な被害は果樹の食害であるが、水稲の食害や水田畦畔の踏み荒らしも発生している。

(イノシシ)

主な被害は水田及び畦畔、侵入した民間施設等での踏み荒らし被害があり、また畜舎侵入による飼料の食害や疫病罹患等の懸念がある。

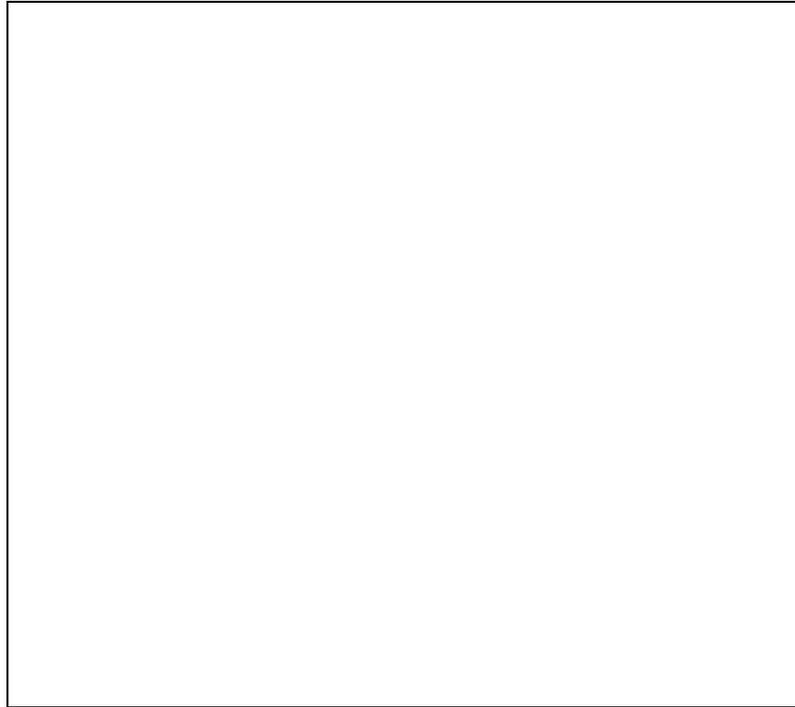
(ハクビシン)

主な被害は果樹や野菜の食害、また畜舎侵入による飼料の食害や疫病罹患等の懸念がある。

(カラス)

主な被害は水稲の食害であり、紫波町内全域に生息している。

■矢巾町



(3) 被害の軽減目標

ツキノワグマ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
被害金額	26,269 千円	21,015 千円
被害面積 (水稲、果樹、野菜、飼料作物、野菜、その他(養蜂箱、サイレージ))	2,625a	2,100a

ニホンジカ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)

(ツキノワグマ)

主な被害は果樹の食害であり、西部地域での被害が顕著である。

(ニホンジカ)

近隣市町で被害発生しており矢巾町内でも目撃事例が増加している。

(イノシシ)

主な被害は水稲、野菜の食害であり、西部地域で被害急増しており出没範囲も拡大傾向である。

(ハクビシン)

主な被害は果樹の食害であり、生息範囲も拡大傾向である。

(カラス)

矢巾総合射撃場の利用により射撃技術が向上したため、農作物被害額は減少傾向だが、矢巾町内全域で野菜の食害が発生しており、糞等による環境的被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

ツキノワグマ

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
被害金額	40,899 千円	32,719 千円
被害面積 (水稲、麦類、豆類、雑穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、その他)	4,718a	3,774a

ニホンジカ

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)

被害金額	29,358 千円	23,486 千円
被害面積（水稲、 <u>豆類、雑穀、果樹、野菜、飼料作物、その他</u> ）	4,749a	3,799a

イノシシ

指標	現状値（令和 <u>2</u> 年度）	目標値（令和 <u>5</u> 年度）
被害金額	<u>5,482 千円</u>	<u>4,385 千円</u>
被害面積（水稲、 <u>麦類、野菜、いも類、飼料作物、その他</u> ）	<u>649a</u>	<u>519a</u>

ハクビシン

指標	現状値（令和 <u>2</u> 年度）	目標値（令和 <u>5</u> 年度）
被害金額	<u>3,331 千円</u>	<u>2,664 千円</u>
被害面積（ <u>果樹、野菜</u> ）	<u>381a</u>	<u>304a</u>

カラス

指標	現状値（令和 <u>2</u> 年度）	目標値（令和 <u>5</u> 年度）
被害金額	<u>12,541 千円</u>	<u>10,032 千円</u>
被害面積（水稲、 <u>豆類、麦穀、果樹、野菜、飼料作物、その他</u> ）	<u>1,479a</u>	<u>1,183a</u>

被害金額	<u>23,998 千円</u>	<u>19,198 千円</u>
被害面積（水稲、 <u>麦類、豆類、雑穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、その他</u> ）	<u>1,487a</u>	<u>1,189a</u>

イノシシ

指標	現状値（令和 <u>5</u> 年度）	目標値（令和 <u>8</u> 年度）
被害金額	<u>10,454 千円</u>	<u>8,363 千円</u>
被害面積（水稲、 <u>麦類、豆類、雑穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、その他</u> ）	<u>1,480a</u>	<u>1,184a</u>

ハクビシン

指標	現状値（令和 <u>5</u> 年度）	目標値（令和 <u>8</u> 年度）
被害金額	<u>3,142 千円</u>	<u>2,513 千円</u>
被害面積（ <u>水稲、麦類、豆類、雑穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、その他</u> ）	<u>100a</u>	<u>80a</u>

カラス

指標	現状値（令和 <u>5</u> 年度）	目標値（令和 <u>8</u> 年度）
被害金額	<u>13,194 千円</u>	<u>10,555 千円</u>
被害面積（水稲、 <u>麦類、豆類、雑穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、そ</u>	<u>885a</u>	<u>708a</u>

--	--	--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 〔略〕

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 <u>3</u> 年度	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	① 8市町の地域協議会と関係機関内で有害鳥獣捕獲活動に係る情報交換会を開催し、活動の連携について検討を行う。 ② 捕獲技術向上研修会を開催することによって、8市町の有害鳥獣捕獲の担い手の技術向上を図る。 ③ 各市町の地域協議会と連携し、有害捕獲活動への住民の理解を促す。
令和 <u>4</u> 年度		
令和 <u>5</u> 年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

の他)		
-----	--	--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 〔略〕

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 <u>6</u> 年度	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	① 8市町の地域協議会と関係機関内で有害鳥獣捕獲活動に係る情報交換会を開催し、活動の連携について検討を行う。 ② 捕獲技術向上研修会を開催することによって、8市町の有害鳥獣捕獲の担い手の技術向上を図る。 ③ 各市町の地域協議会と連携し、有害捕獲活動への住民の理解を促す。
令和 <u>7</u> 年度		
令和 <u>8</u> 年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

8市町毎の捕獲計画に対して、情報交換会や研修会を通して支援を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツキノワグマ	独自での捕獲頭数は設定せず、必要最小数の捕獲とする。		
ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	必要に応じて8市町ごとに頭数を設定し、可能な限り捕獲する。		

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン イノシシ	8市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容

8市町毎の捕獲計画に対して、情報交換会や研修会を通して支援を行う。

なお、捕獲にあたっては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人あたりの捕獲等の数の制限を遵守する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ	独自での捕獲頭数は設定せず、必要最小数の捕獲とする。		
ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	必要に応じて8市町ごとに頭数を設定し、可能な限り捕獲する。		

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン イノシシ	8市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

令和 <u>3</u> 年度	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン カラス	<p>① 各地域で実際に被害防止対策にあたる技術指導者を育成するための研修会を開催する。</p> <p>② 8市町の地域協議会と関係機関とで情報共有を行い、新たな取組の検討を行う。</p> <p>③ 矢巾総合射撃場を狩猟免許取得に向けた教習に活用することで、8市町の有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、育成する。</p> <p>④ 8市町の各地域協議会と連携し、狩猟免許試験の実施について住民へ周知を図る。</p>
令和 <u>4</u> 年度		
令和 <u>5</u> 年度		

<p><u>ツキノワグマ</u> <u>ニホンジカ</u> <u>ハクビシン</u> <u>イノシシ</u></p>	<p><u>8市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。また、農作物の被害状況や出没場所によっては、必要に応じ各市町関係団体が協力して一斉追上げ、追払い活動等の取り組みを行う。</u></p> <p><u>侵入防止柵の設置者に対し、定期的な見回りや刈払い実施等を指導し、侵入防止柵の適切な維持管理を推進する。</u></p>
--	---

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

<u>年度</u>	<u>対象鳥獣</u>	<u>取組内容</u>
<u>令和6年度</u>	<u>ツキノワグマ</u>	<p>① 各地域で実際に被害防止対策にあたる技術指導者を育成するための研修会を開催する。</p> <p>② 8市町の地域協議会と関係機関とで情報共有を行い、新たな取組の検討を行う。</p>
	<u>ニホンジカ</u>	
<u>令和7年度</u>	<u>イノシシ</u>	<p>③ 矢巾総合射撃場を狩猟免許取得に向けた教習に活用する</p>
	<u>ハクビシン</u>	
	<u>カラス</u>	

令和8年度

ことで、8市町の有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、育成する。
④ 8市町の各地域協議会と連携し、狩猟免許試験の実施について住民へ周知を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
〔略〕

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲個体の利活用については、広域における研究を踏まえて検討していく。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
〔略〕

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲個体の利活用については、広域における研究を踏まえて検討していく。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲個体の利活用と同様に、広域における研究を踏まえて検討していく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) [略]

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥獣保護巡視員	指導、助言

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

[略]

捕獲個体の利活用と同様に、広域における研究を踏まえて検討していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) [略]

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
<u>盛岡広域振興局農政部</u>	<u>有害鳥獣被害対策活動の指導、助言</u>
<u>盛岡広域振興局保険福祉環境部</u>	<u>有害鳥獣捕獲等の指導、助言</u>
<u>盛岡農業改良普及センター</u>	<u>有害鳥獣被害対策活動の指導、助言</u>
鳥獣保護巡視員	<u>有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言</u>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

[略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[略]部分の記載は改正なしのため省略としている。